皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、東日本大震災復興状況御視察のため、四月六日午前九時三十五分御出門、福島県へ行幸啓、同月七日午後九時三十二分還幸啓になった。

御祝電及び御答電

建国記念の日に際し、次の各国元首から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

アイスランド大統領閣下
モーリタニア大統領閣下
エルサルバドル大統領閣下

官庁報告

官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年４月13日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　監督命令をした年月日　令和８年３月23日
2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社確認検査機構プラン21　本店　奈良県橿原市八木町１丁目７番39号　林田ビル２階　奈良支店　奈良県奈良市大宮町５丁目３番14号　不動ビル503号　代表取締役　平井　勝也
3　監督命令の内容　確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和８年５月13日までに提出すること。
なお、当該計画の提出の日から１年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに、当職に報告すること。
4　監督命令の原因となった事実　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、法第40条に基づく京都市建築基準条例（平成13年４月５日条例第１号）第３条第１項の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十三日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十七号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
伊達市館山下町一八二番一から同市館山町一八番一まで	
伊達市中稀府町八三番一三から同市中稀府町八三番七まで	
伊達市南稀府町一四五番一から同市南稀府町一六七番一まで	
伊達市南黄金町一一六番四から同市南黄金町一一八番一まで	
室蘭市幌萌町一六二番八から同市本輪西町二丁目一番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月十三日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十三日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百五十三号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓一二番二から同町字上久保内一九七番四まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月十三日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十三日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十六号及び二百三十五号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
苫小牧市字樽前一〇番二から同市字樽前一一番一まで	
北海道白老郡白老町字北吉原一七四番一地先から同町字竹浦七六八番まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月十三日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部